

高齢者虐待防止のための指針

介護老人保健施設 洛西けいゆうの里
令和3年 9月

1. 施設における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」）に定める虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、この指針を定めるものとする。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待防止委員会を3ヶ月に1回開催し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。その際、そこで得た結果は、職員に周知徹底を図る事。

委員構成は、施設長・医師・事務長・看護職員・介護職員・リハビリ職員。その他、委員会の設置趣旨に照らして必要な職種により構成する。

主な検討内容は、以下の通りとする。

- イ 虐待防止委員会その他それに係る施設内の組織に課する事
- ロ 虐待防止のための指針の整備に関する事
- ハ 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
- ニ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ホ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ヘ 虐待等が発生した場合その発生原因などの分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ト 前項の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3. 虐待防止の適正化のための職員研修に関する基本方針

①虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。

②虐待の防止のための職員研修は年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。

③研修の実施内容を記録し、5年間保管する。

4. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

高齢者虐待の定義

□身体的虐待

利用者の身体に外相が生じる、又は生じる恐れのある暴力を加える事。また、正当な理由なく身体を拘束する事

□介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的であるか結果的であるかを問わず、利用者に必要な介護や世話を放棄又は放任し、生活環境や、身体・精神状態を悪化させる事

□心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒否的な対応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える行動を行う事

□性的虐待

利用者にわいせつな行為をする事又は、利用者にわいせつな行為をさせる事

□ 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する事

上記定義のような事例が見られた場合は、

- ①利用者の安全確保を最優先した対応を実施のうえ、職員は管理者またはこれに準ずる者に直ちに報告する。
管理者は速やかに市町村に通報する。
- ②管理者は、事実関係を調査のうえ市町村の指示に基づき対応するとともに、利用者、身元引受人等に調査の結果を報告する。
- ③安心な生活を取り戻すために必要な取り組みを行うとともに、再発防止策を講ずる。

5. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

利用者又はその家族などの相談窓口は、利用約款『要望及び苦情等の相談』及び、苦情対応マニュアルに定める。

虐待についての職員からの相談窓口は、各部署の主任、虐待防止委員とする。

虐待防止委員は、虐待等が発生した場合は、遅延なく事務長及び施設長に報告する事。

6. 青年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止のために必要がある時は、利用者本人、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

利用約款『要望及び苦情等の相談』、苦情対応マニュアル、高齢者人権擁護・虐待防止マニュアルに基づき、解決を図る。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この基本方針は、公表し、利用者・家族・関係者・従業員がいつでも観覧できるようにすると同時に当施設ホームページにも公表する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- ①この指針に定めのない事項は、当施設の『高齢者人権擁護・虐待防止マニュアル』の定めるところによる。
- ②この指針を改定する時は、虐待防止検討委員会の承認を得るものとする。

令和3年9月作成